

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
細則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

循環型社会推進課

【告示】

○ 優良図書の推奨

男女共同参画青少
年課

○ 有害図書の指定

治山課

○ 保安林の指定

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

〃

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

○ 生産物等売払代金の収納事務の委託

教育委員会

【公告】

○ 土地区画整理組合の事業計画の変更の認
可

都市計画課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事
の完了

建築指導課

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第五十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和五十二年岡山県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の四第一項第四号中「第十四条第一項」を「第十四条の四第一項」に改める。

第二十一条第七号の六中「様式第七号の六」を「様式第七号の十」に改め、同号を同条第七号の十とし、同条第七号の五中「様式第七号の五」を「様式第七号の九」に改め、同号を同条第七号の九とし、同条第七号の四中「様式第七号の四」を「様式第七号の八」に改め、同号を同条第七号の八とし、同条第七号の三の次に次の四号を加える。

七の四 法第九条の三の二第一項の規定による非常災害に係る市町村一般廃棄物処理施設設置協議書 様式第七号の四

七の五 法第九条の三の三第一項の規定による非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書 様式第七号の五

七の六 法第九条の三の三第三項において準用する法第九条第三項の規定による非常災害に係る一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書 様式第七号の六

七の七 法第九条の三の三第三項において準用する法第九条の三第八項の規定による非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更届出書 様式第七号の七

第二十一条第十九号中「廃棄物再生事業廃止（休止・再開）届出書」を「事業場廃止（休止・再開）届出書」に改める。

様式第七号の六中「ぬけた」の次に「（副任せしめ）」を加え、同様式を様式第七号の十とし、様式第七号の五を様式第七号の九とし、様式第七号の四を様式第七号の八とし、様式第七号の三の次に次の四様式を加える。

様式第7号の4 (第21条関係)

(表面)

非常災害に係る市町村一般廃棄物処理施設設置協議書

年 月 日

岡山県知事 殿

市町村長 (組合管理者)

非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置について、一般廃棄物処理計画に定め (一般廃棄物処理計画を変更し) たいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第9条の3の2第1項の規定により協議します。

一般廃棄物処理施設を設置することが見込まれる場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
一般廃棄物処理施設の処理能力		$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
		量
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	処理方法 (排出の方法 (排出口の位置, 排出先等を含む。)) を含む。
	設計計算上達成することができる排ガスの性状, 放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		

(裏面)

△一般廃棄物 処理施設の 維持管理に 関する計画 に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質 等について周辺地域の生活環 境の保全のため達成すること とした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水 質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の 維持管理に関する事項	
※事 務 処 理 欄		

備考

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設（焼却施設、灰溶融施設、破碎施設、圧縮施設、選別施設、堆肥化施設、固形燃料化施設等）、し尿処理施設（汚泥堆肥化施設等）、最終処分場の別を記載すること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

様式第7号の5 (第21条関係)

(第1面)

非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

岡山県知事

殿

届出者

住所	〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕	
フリガナ		
氏名	〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕	
電話番号	() -	

非常災害に係る一般廃棄物処理施設を設置したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第9条の3の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
※届出の年月日		年 月 日	
一般廃棄物処理施設の処理能力		$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$	
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置		
	一般廃棄物処理施設の処理方式		
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備		
		量	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項			

(第2面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
汚泥等又は焼却灰等の処分方法	特別管理一般廃棄物以外の一般廃棄物	区分	自家処分 委託処分
		処分方法	
	特別管理一般廃棄物	区分	自家処分 委託処分
		処分方法	
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			
※事 務 処 理 欄			

(第3面)

届出者（個人である場合）		
(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	住 所
(法人である場合)		
(フリガナ) 名 称	主たる事務所の所在地	
法定代理人（届出者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	住 所
(法人である場合)		
(フリガナ) 名 称	主たる事務所の所在地	
役員（法定代理人が法人である場合）		
(フリガナ) 氏 名	役職名・呼称	住 所
役員（届出者が法人である場合）		
(フリガナ) 氏 名	役職名・呼称	住 所

(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株	出資の額	
(フリガナ) 氏名又は名称	保有する株式の数 又は出資の金額	住所又は主たる事務所の所在地	
	割合		

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の7に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）

(フリガナ) 氏名	役職名・呼称	住 所

備考

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設（焼却施設、灰溶融施設、破碎施設、圧縮施設、選別施設、堆肥化施設、固形燃料化施設等）、し尿処理施設（汚泥堆肥化施設等）の別を記載すること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面を添付すること。
- 6 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

平成27年10月13日 岡山県公報 第11727号

様式第7号の6 (第21条関係)

(表面)

非常災害に係る一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

岡山県知事

殿

届出者

住所	〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕	
フリガナ		
氏名	〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕	
電話番号	()	-

非常災害に係る一般廃棄物処理施設の軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3の3第3項において準用する同法第9条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の名称		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
届出の年月日	年 月 日	
変更の内容	△軽微な変更	
	氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）の変更	
	△廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第5条の10の11において準用する省令第5条の4（第3号及び第6号に係る部分を除く。）に掲げる事項の変更	
	省令第5条の10の11において準用する省令第5条の4第6号に係る事項	
	法定代理人、株主及び出資をしている者の変更（変更の内容が法人に係るものである場合）	
	(フリガナ) 名 称	主たる事務所の所在地
法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む。）、株主、出資をしている者及び使用人の変更（変更の内容が個人に係るものである場合）		
(フリガナ) 氏 名	役職名・呼称	住 所

(裏面)

廃止若しくは休止又は再開の理由	(廃止・休止・再開の別)
廃止若しくは休止又は再開の年月日	年 月 日
※事 務 処 理 欄	

備考

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 「省令第5条の10の11において準用する省令第5条の4第6号に係る事項」の欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面を添付すること。
- 4 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

様式第7号の7 (第21条関係)

(表面)

非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更届出書

年 月 日

岡山県知事

殿

届出者

住所	〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕	
フリガナ		
氏名	〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕	
電話番号	() -	

非常災害に係る一般廃棄物処理施設を変更したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条の3の3第3項において準用する同法第9条の3第8項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届出の年月日		年 月 日	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変更前	変更後
		$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
※届出の年月日		年 月 日	
※事務処理欄			

(裏面)

備考

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設（焼却施設、灰溶融施設、破碎施設、圧縮施設、選別施設、堆肥化施設、固形燃料化施設等）、し尿処理施設（汚泥堆肥化施設等）の別を記載すること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

様式第十二号中「行いたい」の次に「(非常災害のために必要な応急措置として一般廃棄物の処理を開始した)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第四百八十六号

岡山県青少年健全育成条例(昭和五十二年岡山県条例第二十九号)第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
平成二十七年十月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	著	発 行 所	対 象
1	あした あさって しあさって	もりやま みやこ	著	小 峰 書 店	小学生(低)
2	へいわってすてきだね	はた こうしろう	絵	ブロンズ新社	〃 (低)
3	珍獣図鑑	安 里 有 生	詩		
		長谷川 義 史	絵		
		成 島 悦 雄	著	ハッピーオウル社	〃 (中)
4	船はママの子	北 村 直 子	イラスト		
		石 井 睦 美	著	そうえん社	〃 (中)
		網 中 いずる	イラスト		
5	ハッピーバースデー 命かがやく瞬間(とき)	青 木 和 雄	著	金 の 星 社	〃 (高)
		加 藤 美 紀	絵		
6	雲をつかむ少女	藤 野 恵 美	著	講 談 社	中 学 生

◎岡山県告示第四百八十七号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

平成二十七年十月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番号	種別	名称	発行者等
1	雑誌	裏モノJAPAN 9月号別冊 ヤバい悪グッズ最新版	鉄人社
2	月刊誌	裏モノJAPAN 11月号	鉄人社
3	雑誌	Sweet Romans 11月号	笠倉出版社

◎岡山県告示第四百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成二十七年十月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林の所在場所

倉敷市林字中筋一四三八、字ゴキ谷一四四六の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び倉敷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十七年十月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

勝田郡奈義町（アセガセ国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び奈義町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十七年十月十三日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

総社市日羽字片山五二九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成27年10月13日 岡山県公報 第11727号

◎岡山県告示第四百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上稲木東江原線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
井原市木之子町字森脇二七二番四四地 先から	新	一三・〇 三二・〇	一一二・〇
井原市木之子町字森脇二七二番四四地 先から	旧	七・〇 一一・五	二二二・〇
井原市木之子町字角本三〇二六番一地先 まで			

平成27年10月13日 岡山県公報 第11727号

◎岡山県告示第四百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	上稲木東江原線	井原市木之子町字森脇二七二番四四地先から井原市木之子町字角本三〇二六番一地先まで	平成二十七年十月十三日

◎岡山県告示第四百九十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十七年十月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 委託した事務の内容

生産物等売払代金に係る収納事務

二 委託した収入の種類

生産物等売払代金

三 委託を受けた者の住所及び名称

新見市高尾二四二三番地

阿新農業協同組合 代表理事組合長 山本日吉司

四 委託を受けた事務を行う場所

新見市高尾二四二三番地

阿新農業協同組合

五 委託の期間

平成二十七年九月九日から平成二十八年三月三十一日まで

平成27年10月13日 岡山県公報 第11727号

〔四一三〕 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年十月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地区画整理組合の名称

赤磐市河本土地区画整理組合

二 事務所の所在地

赤磐市河本九八二

三 設立認可の年月日

平成二十七年三月十七日

四 変更認可の年月日

平成二十七年十月十三日

〔四一四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年十月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真庭市鹿田字城山八〇〇―四

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区神田町一丁目九―一九

株式会社インテックス

代表取締役 金山 昇司

三 許可番号

岡山県指令建指第五五号